

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

更新日：2022年05月25日

ページID：16092

国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、低所得の子育て世帯に対する給付金が支給されることになりました。

1.ひとり親世帯分

支給対象者

- （1）令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- （2）公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- （3）令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

支給額

児童1人当たり一律5万円

2.ひとり親世帯分以外の低所得の子育て世帯分

支給対象者

- （1）令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人
- （2）対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）の養育者（注意）で以下のいずれかに該当する人
 - 令和4年度分の住民税均等割が非課税である人
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同じ水準となっている

（注意）令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児も対象となります

支給額

児童1人当たり一律5万円

申請方法や支給時期

詳細が決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

関連リンク

[令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（厚生労働省のサイト）](#)（外部サイト）（別ウィンドウで開く）

この記事に関するお問い合わせ先

こども政策課 給付担当
所在地：〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地
電話：048-736-1111 内線：2580 ファックス：048-733-0220

[お問い合わせフォーム](#)